

# 総務委員会議案説明資料

令和5年9月25日

件名		頁
1	第107号議案 足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	3
2	第108号議案 公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	6
3	第109号議案 足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	8
4	第110号議案 足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	11
5	第111号議案 旧江北小学校解体その他工事請負契約	14
6	第112号議案 理科教育設備品の購入について	16
7	第128号議案 本庁舎7号エレベーターほか5基昇降機改修工事請負契約	17
8	第129号議案 中央本町地域学習センター大規模改修工事請負契約	19
9	第130号議案 中央本町地域学習センター大規模改修電気設備工事請負契約	21
10	第131号議案 中央本町地域学習センター大規模改修機械設備工事請負契約	22

1 1	第 1 3 2 号議案	竹ノ塚駅西口駅前広場暫定整備及び 区画街路第 1 4 号線街路部整備工事請負契約 . . . . .	2 3
1 2	第 1 3 3 号議案	災害備蓄用アルファ化米等の購入及び 入れ替えについて . . . . .	2 5
1 3	第 1 3 4 号議案	南館地下 1 階非常用照明用蓄電池の買替について . . . . .	2 6

(総 務 部)

# 第107号議案説明資料

令和5年9月25日

件名	足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内容	<p><b>1 概要</b> 東京都及び他区の状況を踏まえ、妊娠から育児までの期間に職員が活用できる制度の充実の一環として、「早期流産休暇」を導入することとしたため、条例の一部を改正する。</p> <p><b>2 改正内容</b> 特別休暇に「早期流産休暇」を追加することに伴う規定整備を行う。</p> <p>(1) 休暇の内容 妊娠初期において流産した女性職員が安静加療を要するため、又は母体の健康保持もしくは心身の疲労回復に係る休養のため、勤務することが困難な場合に利用可能な休暇。</p> <p>(2) 給与の取扱い 有給とする。</p> <p>(3) 承認単位 日を単位として、流産した日の翌日から起算して引き続く7日以内を原則とする。</p> <p>(4) 請求時の要件 請求時には、医師の証明書等を示さなければならない。</p> <p>※ 詳細については別途規則で定める。</p> <p><b>3 新旧対照表</b> 別紙のとおり</p> <p><b>4 23区等の導入状況</b> 早期流産に対応する休暇については、令和5年7月時点で23区中9区に導入済みである。 また、東京都も導入済みであるが、国については未導入となっている。</p>

**5 本件検討の背景**

令和4年度、区職労からの年次要求にて「早期流産休暇」の追加に関する要求があり、これに対し、令和5年度中の実現に向け検討する旨回答した。

今年度、検討に向けて他区の状況等を調査し結果を整理したので、今定例会に提出する。

**6 施行年月日**

令和5年10月1日

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成10年3月31日条例第2号</p> <p>第1条から第14条まで 省略 (特別休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇_____、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇_____、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>2 省略</p> <p>第16条から第19条まで 省略</p>	<p>○足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成10年3月31日条例第2号</p> <p>第1条から第14条まで 現行のとおり (特別休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、<u>早期流産休暇</u>、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、<u>早期流産休暇</u>、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>2 現行のとおり</p> <p>第16条から第19条まで 現行のとおり</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、令和5年10月1日から施行する。</u></p>

# 第108号議案説明資料

令和5年9月25日

件名	公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内容	<p><b>1 概要</b> 「公益財団法人足立区体育協会」が令和5年10月1日をもって「公益財団法人足立区スポーツ協会」に名称を変更することに伴い、条例の一部を改正する。</p> <p><b>2 改正内容</b> 第2条第1項に定める職員を派遣することができる団体のうち、同項第7号に掲げる「公益財団法人 足立区体育協会」を「公益財団法人 足立区スポーツ協会」に改める。</p> <p><b>3 新旧対照表</b> 別紙のとおり</p> <p><b>4 条例改正（名称変更）の経緯</b> 日本体育協会は、「現在はスポーツという言葉が体育の概念を包摂している」という理由から、平成30年に日本スポーツ協会に名称変更した。 また、東京都体育協会も東京都スポーツ協会に変更する予定であり、令和6年に国民体育大会が国民スポーツ大会に名称変更する等の情報も得ている。 こうした状況を鑑み、足立区体育協会が令和5年6月20日の定時評議員会において、令和5年10月1日に足立区スポーツ協会に名称変更する決定をしたことを受け、条例改正を行う。</p> <p><b>5 施行年月日</b> 令和5年10月1日</p>

公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例 平成14年3月29日条例第2号</p> <p>第1条 省略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(6) 省略 (7) <u>公益財団法人 足立区体育協会</u></p> <p>2・3 省略</p> <p>第3条～第17条 省略</p>	<p>○公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例 平成14年3月29日条例第2号</p> <p>第1条 現行のとおり (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(6) 現行のとおり (7) <u>公益財団法人 足立区スポーツ協会</u></p> <p>2・3 現行のとおり</p> <p>第3条～第17条 現行のとおり</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、令和5年10月1日から施行する。</u></p>

# 第 1 0 9 号議案説明資料

令和 5 年 9 月 2 5 日

件 名	足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例										
所管部課名	総務部 人事課										
内 容	<p><b>1 概要</b> 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の一部改正により、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」が「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改められたため、条例の改正を行う。</p> <p><b>2 改正内容</b> 「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」が「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改められたことに伴う（特別区人事・厚生事務組合の準則による）規定整備を行う。</p> <p>【参考（災害派遣手当）】 本派遣手当は新型インフルエンザ等対策特別措置の実施のための要請又は求めに応じて、国の行政機関又は他の地方公共団体から派遣された職員に対し支給する手当である。 なお、これまで足立区において支給実績はない。</p> <table border="1" data-bbox="373 1319 1428 1574"> <thead> <tr> <th>滞在する施設 滞在する期間</th> <th>公用の施設又はこれに 準じる施設 (1日につき)</th> <th>その他の施設※<sup>1</sup> (1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30日以内</td> <td rowspan="3">3,970円</td> <td>6,620円</td> </tr> <tr> <td>30日超～60日以内</td> <td>5,870円</td> </tr> <tr> <td>60日超</td> <td>5,140円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「その他の施設」とは、旅館業法の旅館・ホテル営業の施設である。</p> <p><b>3 新旧対照表</b> 別紙のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b> 公布の日から施行する。</p>	滞在する施設 滞在する期間	公用の施設又はこれに 準じる施設 (1日につき)	その他の施設※ <sup>1</sup> (1日につき)	30日以内	3,970円	6,620円	30日超～60日以内	5,870円	60日超	5,140円
滞在する施設 滞在する期間	公用の施設又はこれに 準じる施設 (1日につき)	その他の施設※ <sup>1</sup> (1日につき)									
30日以内	3,970円	6,620円									
30日超～60日以内		5,870円									
60日超		5,140円									



足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区職員の給与に関する条例 昭和50年3月31日条例第13号</p> <p>第1条 (省略) (給料)</p> <p>第2条 給料は、足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年足立区条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条、第3条第1項及び第2項並びに第5条に規定する正規の勤務時間（第19条第3項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。）を除いたものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第3条～第31条 (省略) (災害派遣手当)</p> <p>第32条 次の各号に掲げる職員（以下「派遣職員」という。）には、当該各号に定める災害派遣手当を支給する。 (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため自己の住所又は居所を離れて足立区に派遣された職員 同法第32条第1項に規定する災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条</u>において準用する場合にあつては<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>）</p>	<p>○足立区職員の給与に関する条例 昭和50年3月31日条例第13号</p> <p>第1条 (現行のとおり) (給料)</p> <p>第2条 給料は、足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年足立区条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条、第3条第1項及び第2項並びに第5条に規定する正規の勤務時間（第19条第3項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。）を除いたものとする。</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>第3条～第31条 (現行のとおり) (災害派遣手当)</p> <p>第32条 次の各号に掲げる職員（以下「派遣職員」という。）には、当該各号に定める災害派遣手当を支給する。 (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため自己の住所又は居所を離れて足立区に派遣された職員 同法第32条第1項に規定する災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8</u>において準用する場合にあつては<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>）</p>

改正前	改正後
(2) (省略) 2・3 (省略) 第33条・第34条 (省略)	(2) (現行のとおり) 2・3 (現行のとおり) 第33条・第34条 (現行のとおり) <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

# 第 1 1 0 号議案説明資料

令和 5 年 9 月 2 5 日

件 名	足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例									
所管部課名	総務部 人事課									
内 容	<p><b>1 概要</b> 新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行に伴い、同感染症への対応作業に係る特殊勤務手当（防疫等作業手当）が人事院規則で廃止されたため、条例の改正を行う。</p> <p><b>2 改正内容</b> （1）人事院規則に準じて、新型コロナウイルス感染症に係る業務（保健所等に勤務する職員）に対し支給していた特殊勤務手当（防疫等業務手当）を廃止する。</p> <p>【廃止となる防疫等業務手当】</p> <table border="1" data-bbox="373 1099 1453 1440"> <thead> <tr> <th data-bbox="373 1099 935 1144">支 給 範 囲</th> <th data-bbox="935 1099 1453 1144">支 給 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="373 1144 935 1290">新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者に接触し、又は長時間にわたり接して行う業務</td> <td data-bbox="935 1144 1453 1290">日額 4, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="373 1290 935 1361">上記（日額4,000円）以外の業務</td> <td data-bbox="935 1290 1453 1361">日額 3, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="373 1361 935 1440">検体の搬送業務</td> <td data-bbox="935 1361 1453 1440">日額 3 9 0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）第 9 条第 1 項第 2 号中における児童福祉法「第 1 2 条第 2 項」を「第 1 2 条第 3 項」に改める。</p> <p><b>3 新旧対照表</b> 別紙のとおり</p> <p><b>4 施行年月日等</b> 公布の日から施行し、上記 2（2）の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。</p>		支 給 範 囲	支 給 額	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者に接触し、又は長時間にわたり接して行う業務	日額 4, 0 0 0 円	上記（日額4,000円）以外の業務	日額 3, 0 0 0 円	検体の搬送業務	日額 3 9 0 円
支 給 範 囲	支 給 額									
新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者に接触し、又は長時間にわたり接して行う業務	日額 4, 0 0 0 円									
上記（日額4,000円）以外の業務	日額 3, 0 0 0 円									
検体の搬送業務	日額 3 9 0 円									

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区職員の特殊勤務手当に関する条例 平成11年1月29日条例第2号</p>	<p>○足立区職員の特殊勤務手当に関する条例 平成11年1月29日条例第2号</p>
<p>第1条～第8条 省略 (福祉業務手当)</p>	<p>第1条～第8条 現行のとおり (福祉業務手当)</p>
<p>第9条 省略 (1) 省略</p>	<p>第9条 現行のとおり (1) 現行のとおり</p>
<p>(2) 児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法第11条第1項第2号ホに定める業務に従事したとき又は同法第12条第2項に定める業務（同法第11条第1項第2号ホに定める業務を除く。）を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したとき。</p>	<p>(2) 児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法第11条第1項第2号ホに定める業務に従事したとき又は同法第12条第3項に定める業務（同法第11条第1項第2号ホに定める業務を除く。）を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したとき。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 現行のとおり</p>
<p>第10条～第16条 省略 付 則</p>	<p>第10条～第16条 現行のとおり 付 則</p>
<p>1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。</p>	<p>この条例は、平成11年4月1日から施行する。</p>
<p>2 保健所等に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であつて、規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。</p>	<p>削除</p>
<p>3 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において、規則で定める。</p>	<p>削除</p>
<p>4 付則第2項の規定により防疫等業務手当を支給する場合には、第14条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び付則第2項」とする。</p>	<p>削除</p>
	<p>付 則 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条第1項第2号の規定は、</p>

改正前	改正後
	<u>令和5年4月1日から適用する。</u>

# 第 1 1 1 号議案説明資料

令和 5 年 9 月 2 5 日

件 名	旧江北小学校解体その他工事請負契約
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b> 株式会社関口興業 代表取締役 関口 紀六子 東京都足立区西新井五丁目 1 5 番 1 0 号</p> <p><b>2 契約金額</b> 4 1 6, 6 8 0, 0 0 0 円 (落札率 9 1. 2 9 %)</p> <p><b>3 契約番号</b> 5 足総契契第 0 1 0 4 5 8 号</p> <p><b>4 工 期</b> 契約締結の翌営業日から令和 6 年 9 月 1 5 日 まで</p> <p><b>5 工事場所</b> 足立区江北三丁目 5 0 番 1 号</p> <p><b>6 工事内容</b> (1) 建物概要 ア 校舎棟 (R C 造 地上 3 階建) イ 体育館棟 (S 造 地上 2 階建) ウ その他付属棟 (C B 造 平屋・W 造 平屋) (2) 延床面積: 5, 6 0 1 m<sup>2</sup> (3) 工事概要 ア 敷地内建築物の解体工事 (アスベスト除去含む) イ 外構工作物の一部撤去工事 ウ 解体後敷地整備工事</p> <p><b>7 そ の 他</b> (1) 仮契約年月日 令和 5 年 7 月 2 8 日 (2) 入札・開札年月日 令和 5 年 7 月 2 1 日 (3) 入札参加事業者数 2 者 (失格基準価格未満 1 者) (4) 予定価格 4 5 6, 4 5 6, 0 0 0 円 (事後公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>

旧江北小学校 案内図



# 第 1 1 2 号議案説明資料

令和 5 年 9 月 2 5 日

件 名	理科教育設備品の購入について
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b> 有限会社あづま商店 代表取締役 東 英徳 東京都足立区千住元町 1 8 番 3 号</p> <p><b>2 契約金額</b> 3 9, 3 7 6, 3 5 9 円 (落札率 9 9. 0 1 %)</p> <p><b>3 契約方法</b> 指名競争入札</p> <p><b>4 契約番号</b> 5 足総契契第 0 2 2 0 6 4 号</p> <p><b>5 納 期 限</b> 令和 5 年 1 1 月 3 0 日</p> <p><b>6 納 入 場 所</b> 千寿小学校外 1 0 1 校</p> <p><b>7 契約内容</b> 理科教育設備整備のための物品購入 (1) 小学校 ア 生物顕微鏡 4 6 9 台 イ 理科実験観察撮影装置 6 7 台 (2) 中学校 ア オームの法則実験器 3 5 0 台</p> <p><b>8 そ の 他</b> (1) 仮契約年月日 令和 5 年 8 月 2 日 (2) 入札日・開札日 令和 5 年 7 月 2 6 日 (3) 指名業者 1 0 者 (予定価格超過 5 者、辞退 4 者) (4) 予定価格 3 9, 7 6 8, 8 6 7 円 (事後公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>

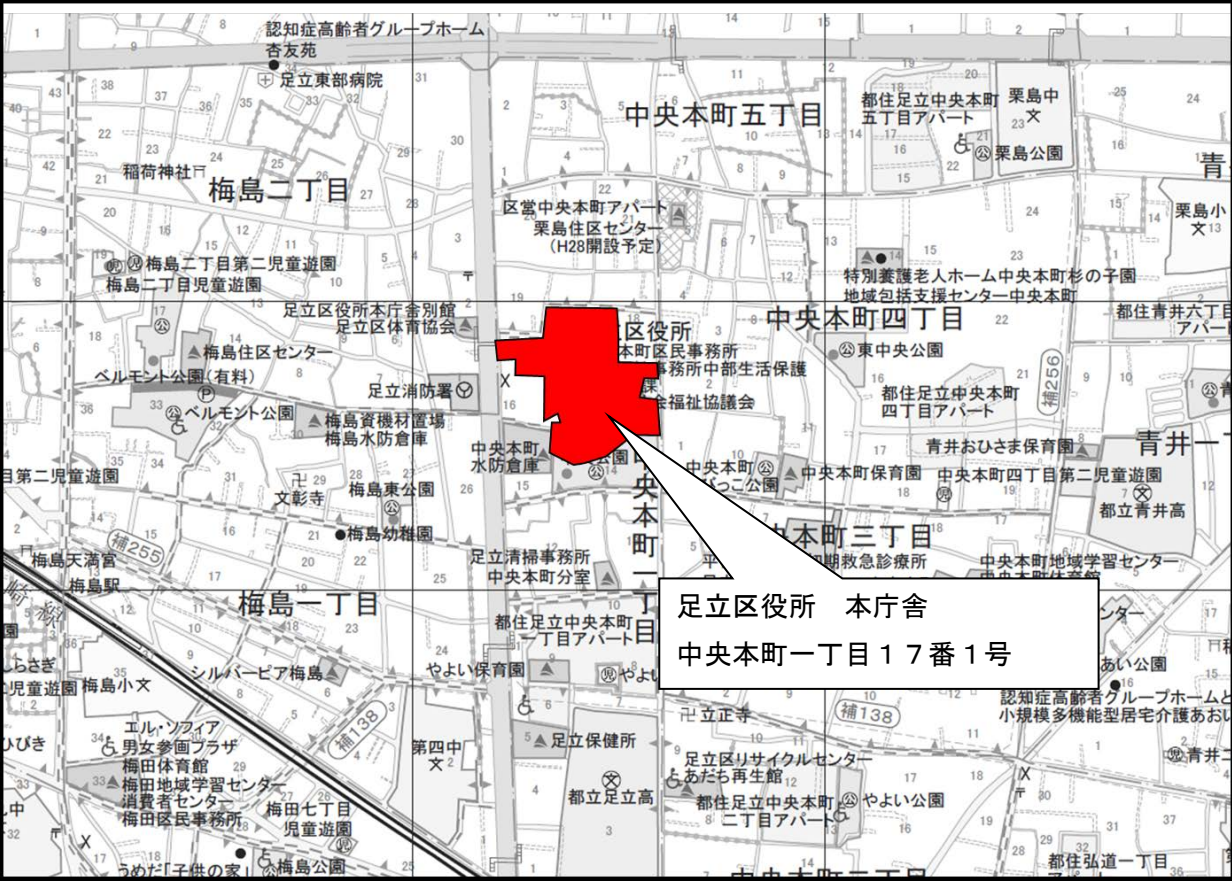


# 第 1 2 8 号議案説明資料

令和 5 年 9 月 2 5 日

件 名	本庁舎 7 号エレベーターほか 5 基昇降機改修工事請負契約
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b> 東芝エレベータ株式会社東京支社 支社長 塩路 孝也 東京都品川区大井一丁目 2 8 番 1 号</p> <p><b>2 契約金額</b> 4 6 7, 5 0 0, 0 0 0 円 (落札率 9 8. 8 5 %)</p> <p><b>3 契約方法</b> 特命随意契約 かご本体、乗り場扉やレールなど既存の部材を再使用し、工事費の縮減、工期の短縮及び騒音・振動の低減を図るため、既存の昇降機メーカーしか施工できない。 (地方自治法施行令 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号)</p> <p><b>4 契約番号</b> 5 足総契契第 0 1 0 5 5 9 号</p> <p><b>5 工 期</b> 契約締結の翌営業日から令和 7 年 2 月 2 1 日まで</p> <p><b>6 工事場所</b> 足立区中央本町一丁目 1 7 番 1 号</p> <p><b>7 工事内容</b> (1) 昇降機改修工事 ア エレベーター 6 基</p> <p><b>8 そ の 他</b> (1) 仮契約年月日 令和 5 年 8 月 2 1 日 (2) 見積書提出日 令和 5 年 8 月 2 1 日 (3) 見積参加事業者数 1 者 (4) 予定価格 4 7 2, 9 5 6, 0 0 0 円 (事後公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>

足立区役所 本庁舎 案内図



# 第 1 2 9 号議案説明資料

令和 5 年 9 月 2 5 日

件 名	中央本町地域学習センター大規模改修工事請負契約
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b> 株式会社似鳥工務店 代表取締役 似鳥 絢哉 東京都足立区西伊興三丁目 2 番 2 4 号</p> <p><b>2 契約金額</b> 7 4 4, 7 0 0, 0 0 0 円 (落札率 9 8. 7 7 %)</p> <p><b>3 契約番号</b> 5 足総契契第 0 1 0 5 1 8 号</p> <p><b>4 工 期</b> 契約締結の翌営業日から令和 7 年 1 月 3 1 日 まで</p> <p><b>5 工事場所</b> 足立区中央本町三丁目 1 5 番 1 号</p> <p><b>6 工事内容</b> (1) 建物概要 ア 構造・階数 本体棟 (R C 造 地上 3 階、地下 1 階建)、 大型倉庫 (S 造 平屋)、ごみ置場 (R C 造 平屋) イ 敷地面積 4, 6 2 0. 7 8 m<sup>2</sup> ウ 建築面積 2, 0 4 8. 2 8 m<sup>2</sup> エ 延床面積 4, 3 5 8. 5 5 m<sup>2</sup> (2) 工事概要 ア 外壁改修工事 イ 防水改修工事 ウ 内装改修工事 エ 建具改修工事 オ 外構改修工事 カ 撤去工事</p> <p><b>7 そ の 他</b> (1) 仮契約年月日 令和 5 年 8 月 2 9 日 (2) 入札・開札年月日 令和 5 年 8 月 2 2 日 (3) 入札参加事業者数 6 者 (予定価格超過 2 者、辞退 3 者) (4) 予定価格 7 5 3, 9 7 6, 0 8 0 円 (事後公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>

中央本町地域学習センター 案内図



# 第130号議案説明資料

令和5年9月25日

件名	中央本町地域学習センター大規模改修電気設備工事請負契約
所管部課名	総務部 契約課
内容	<p><b>1 契約の相手方</b> 株式会社ケー・ディ・エヌ 代表取締役 佐藤 好子 東京都足立区梅島一丁目25番6号</p> <p><b>2 契約金額</b> 283,800,000円(落札率89.95%)</p> <p><b>3 契約番号</b> 5足総契契第010521号</p> <p><b>4 工期</b> 契約締結の翌営業日から令和6年11月15日まで</p> <p><b>5 工事場所</b> 足立区中央本町三丁目15番1号</p> <p><b>6 工事内容</b></p> <p>(1) 建物概要</p> <p>ア 構造・階数 本体棟(RC造 地上3階、地下1階建)、 大型倉庫(S造 平屋)、ごみ置場(RC造 平屋)</p> <p>イ 敷地面積 4,620.78㎡</p> <p>ウ 建築面積 2,048.28㎡</p> <p>エ 延床面積 4,358.55㎡</p> <p>(2) 工事概要</p> <p>ア 電灯設備工事</p> <p>イ 動力設備工事</p> <p>ウ 監視カメラ設置工事</p> <p>エ 放送設備工事</p> <p>オ 自動火災報知設備工事</p> <p>カ EV改修工事</p> <p>キ 太陽光発電設備工事</p> <p>ク 撤去工事</p> <p><b>7 その他</b></p> <p>(1) 仮契約年月日 令和5年8月31日</p> <p>(2) 入札・開札年月日 令和5年8月23日</p> <p>(3) 入札参加事業者数 8者(予定価格超過3者、辞退1者、 低入札調査価格未満1者)</p> <p>(4) 予定価格 315,513,000円(事後公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>

# 第 1 3 1 号議案説明資料

令和 5 年 9 月 2 5 日

件 名	中央本町地域学習センター大規模改修機械設備工事請負契約
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b> 株式会社水工房 代表取締役 青木 大輔 東京都足立区加賀一丁目 5 番 4 号</p> <p><b>2 契約金額</b> 2 3 3, 3 1 0, 0 0 0 円 (落札率 9 1. 6 8 %)</p> <p><b>3 契約番号</b> 5 足総契契第 0 1 0 5 1 9 号</p> <p><b>4 工 期</b> 契約締結の翌営業日から令和 6 年 1 1 月 1 5 日まで</p> <p><b>5 工事場所</b> 足立区中央本町三丁目 1 5 番 1 号</p> <p><b>6 工事内容</b></p> <p>(1) 建物概要</p> <p>ア 構造・階数 本体棟 (RC 造 地上 3 階、地下 1 階建)、 大型倉庫 (S 造 平屋)、ごみ置場 (RC 造 平屋)</p> <p>イ 敷地面積 4, 6 2 0. 7 8 m<sup>2</sup></p> <p>ウ 建築面積 2, 0 4 8. 2 8 m<sup>2</sup></p> <p>エ 延床面積 4, 3 5 8. 5 5 m<sup>2</sup></p> <p>(2) 工事概要</p> <p>ア 衛生器具設備改修工事</p> <p>イ 給水設備改修工事</p> <p>ウ 給湯設備改修工事</p> <p>エ 排水設備改修工事</p> <p>オ ガス設備改修工事</p> <p>カ 空調設備改修工事、再取付工事</p> <p>キ 換気設備改修工事</p> <p>ク 消火設備改修工事</p> <p>ケ 撤去工事</p> <p><b>7 そ の 他</b></p> <p>(1) 仮契約年月日 令和 5 年 8 月 3 0 日</p> <p>(2) 入札・開札年月日 令和 5 年 8 月 2 3 日</p> <p>(3) 入札参加事業者数 5 者 (予定価格超過 3 者)</p> <p>(4) 予定価格 2 5 4, 4 8 5, 0 0 0 円 (事後公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>

# 第 1 3 2 号議案説明資料

令和 5 年 9 月 2 5 日

件 名	竹ノ塚駅西口駅前広場暫定整備及び区画街路第 1 4 号線街路部整備工事 請負契約
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b> 内田建設株式会社 代表取締役 廣田 彰人 東京都足立区竹の塚五丁目 6 番 5 号</p> <p><b>2 契約金額</b> 2 9 9, 9 7 0, 0 0 0 円 (落札率 9 9. 9 9 %)</p> <p><b>3 契約番号</b> 5 足総契契第 0 1 0 5 1 7 号</p> <p><b>4 工 期</b> 契約締結の翌営業日から令和 7 年 2 月 2 8 日 まで</p> <p><b>5 工事場所</b> 足立区西竹の塚二丁目 1 番から 7 番先</p> <p><b>6 工事内容</b>          (1) 交通広場整備工事 約 2, 1 0 0 m<sup>2</sup>          (2) 街築工事 約 1 9 0 m          (3) 工事概要              ア 土工              イ 排水構造物工              ウ 舗装工              エ 交通安全施設工              オ 撤去工              カ 電気設備工</p> <p><b>7 そ の 他</b>          (1) 仮契約年月日 令和 5 年 8 月 3 1 日          (2) 入札・開札年月日 令和 5 年 8 月 2 4 日          (3) 入札参加事業者数 4 者 (予定価格超過 3 者)          (4) 予定価格 3 0 0, 0 1 4, 0 0 0 円 (事後公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>

竹ノ塚駅西口駅前広場及び区画街路第14号線 案内図





# 第 1 3 3 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 9 月 2 5 日

件 名	災害備蓄用アルファ化米等の購入及び入れ替えについて																		
所管部課名	総務部 契約課																		
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b> 廣瀬産業株式会社 東京支店 東京支店長 森田 晃弘 東京都足立区千住宮元町 2 3 番 2 号</p> <p><b>2 契約金額</b> 6 2, 4 5 8, 7 7 6 円 (落札率 9 9. 7 9 %)</p> <p><b>3 契約方法</b> 指名競争入札</p> <p><b>4 契約番号</b> 5 足総契契第 0 2 2 1 1 0 号</p> <p><b>5 納 期 限</b> 令和 6 年 1 月 3 1 日</p> <p><b>6 納 入 場 所</b> 災害対策課指定場所</p> <p><b>7 契約内容</b> 災害備蓄用アルファ化米等を購入し、現在備蓄してあるものと入れ替える。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) アルファ化米(五目ご飯)</td> <td>6 4, 8 0 0 食</td> </tr> <tr> <td>(2) アルファ化米(わかめご飯)</td> <td>6 6, 3 5 0 食</td> </tr> <tr> <td>(3) アルファ化米(梅粥)</td> <td>1, 5 5 0 食</td> </tr> <tr> <td>(4) クラッカー</td> <td>8 9, 2 5 0 食</td> </tr> <tr> <td>(5) 栄養機能食品 (固形タイプ)</td> <td>1 8, 6 4 0 食</td> </tr> </table> <p><b>8 そ の 他</b></p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 仮契約年月日</td> <td>令和 5 年 8 月 2 4 日</td> </tr> <tr> <td>(2) 入札日・開札日</td> <td>令和 5 年 8 月 1 7 日</td> </tr> <tr> <td>(3) 指名業者</td> <td>1 0 者 (予定価格超過 8 者、辞退 1 者)</td> </tr> <tr> <td>(4) 予定価格</td> <td>6 2, 5 8 7, 4 9 9 円 (事後公表)</td> </tr> </table> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>	(1) アルファ化米(五目ご飯)	6 4, 8 0 0 食	(2) アルファ化米(わかめご飯)	6 6, 3 5 0 食	(3) アルファ化米(梅粥)	1, 5 5 0 食	(4) クラッカー	8 9, 2 5 0 食	(5) 栄養機能食品 (固形タイプ)	1 8, 6 4 0 食	(1) 仮契約年月日	令和 5 年 8 月 2 4 日	(2) 入札日・開札日	令和 5 年 8 月 1 7 日	(3) 指名業者	1 0 者 (予定価格超過 8 者、辞退 1 者)	(4) 予定価格	6 2, 5 8 7, 4 9 9 円 (事後公表)
(1) アルファ化米(五目ご飯)	6 4, 8 0 0 食																		
(2) アルファ化米(わかめご飯)	6 6, 3 5 0 食																		
(3) アルファ化米(梅粥)	1, 5 5 0 食																		
(4) クラッカー	8 9, 2 5 0 食																		
(5) 栄養機能食品 (固形タイプ)	1 8, 6 4 0 食																		
(1) 仮契約年月日	令和 5 年 8 月 2 4 日																		
(2) 入札日・開札日	令和 5 年 8 月 1 7 日																		
(3) 指名業者	1 0 者 (予定価格超過 8 者、辞退 1 者)																		
(4) 予定価格	6 2, 5 8 7, 4 9 9 円 (事後公表)																		

# 第 1 3 4 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 9 月 2 5 日

件 名	南館地下 1 階非常用照明用蓄電池の買替について
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b> エナジーシステムサービスジャパン株式会社 産業事業本部 産業事業本部長 和田 輝彦 東京都大田区平和島六丁目 1 番 1 号</p> <p><b>2 契約金額</b> 21,175,000 円 (落札率 50.09%)</p> <p><b>3 契約方法</b> 指名競争入札</p> <p><b>4 契約番号</b> 5 足総契契第 0 2 2 1 0 8 号</p> <p><b>5 納 期 限</b> 令和 6 年 2 月 2 9 日</p> <p><b>6 納 入 場 所</b> 足立区中央本町一丁目 1 7 番 1 号 (南館地下 1 階蓄電池室)</p> <p><b>7 契約内容</b> 南館地下 1 階の非常用照明用蓄電池 (54セル) を更新する。 型式: 制御弁式据置鉛蓄電池 容量: 108v - 2000Ah / 10HR 数量: 54セル</p> <p><b>8 そ の 他</b></p> <p>(1) 仮契約年月日 令和 5 年 8 月 2 4 日</p> <p>(2) 入札日・開札日 令和 5 年 8 月 1 7 日</p> <p>(3) 指名業者 10 者 (予定価格超過 2 者、辞退 2 者、不参加 1 者)</p> <p>(4) 予定価格 42,273,000 円 (事後公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>